

大阪府立大学教員のサバティカル研修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第2項に規定する教員のうち中百舌鳥事業場、羽曳野事業場及びりんくう事業場で勤務する者(以下「教員」という。)の教育研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、教員自らが研究目標を定めて一定の期間にわたり研究に専念する研修(以下「サバティカル研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 教員は、次の各号のいずれかに該当するときに、サバティカル研修に従事することができる。

- (1) 大阪府立大学の教員として採用された日から継続して6年以上勤務したとき
- (2) サバティカル研修が終了した日から継続して6年以上勤務したとき
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる期間を有する教員にあつては、当該最後の期間の終了した日の翌日から起算して6年間継続勤務した者とする。
 - (1) 6か月以上の出張又は研修の期間
 - (2) 就業規則第21条第1項第3号又は第5号に規定する休職の期間
- 3 次の各号のいずれかにあつては、サバティカル研修に従事したものとみなす。
 - (1) 大阪府立大学在外研究員派遣事業により派遣された者
 - (2) 文部科学省研究拠点形成費等補助金「大学教育の国際化プログラム(海外先進研究実践支援)」により派遣された者
- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、定年による退職の日以前1年間は、サバティカル研修に従事することができない。

(研修期間)

第3条 サバティカル研修に従事することができる期間は、6か月以上1年以内の連続する期間とする。

- 2 前項の期間の始期は、原則として4月又は10月とする。
- 3 第1項の期間の延長は認めない。

(兼業の取り扱い)

第4条 サバティカル研修の期間中における兼業については、公立大学法人大阪教職員兼業規程の定めるところによる。

(手続き)

第5条 サバティカル研修に従事しようとする者は、3か月以上前までに申請書(様式1)を所属する部局の長に提出しなければならない。

- 2 部局の長は、前項の申請があつたときは、当該部局の教育、管理及び運営に支障がないと認めた場合に限り、理事長に推薦し、承認を得るものとする。

(報告義務)

第6条 サバティカル研修に従事する者は、当該期間中2か月毎に中間報告書(様式2)を部局長を経由して理事長に提出しなければならない。また、当該期間が終了したときは、30日以内に部局長を通じて理事長に終了報告書(様式3)を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、サバティカル研修について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(様式1)

大阪府立大学教員サバティカル研修申請書

年 月 日	
公立大学法人大阪理事長 様	
所属 職名・氏名 (印)	
大阪府立大学教員のサバティカル研修に関する規程第5条第1項の規定により、下記のとおりサバティカル研修に従事したいので、下記のとおり申請します。	
記	
1 研修の内容・計画	
2 研修の期間	年 月 日から 年 月 日まで(月 日間)
3 研修の従事先	
4 研修期間中の授業等業務の対応	
5 本学在職期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月 日間)
6 6か月以上の出張、研修及び調査研究による休職の状況	
7 大阪府立大学在外研究員派遣事業等による派遣の状況	
大阪府立大学教員のサバティカル研修に関する規程第5条第2項の規定に該当する教員として、上記の者を推薦します。	
年 月 日	
(部局長)職名 氏名 (印)	

(様式2)

サバティカル研修(中間)報告書

年 月 日

公立大学法人大阪

理事長 様

所属

職名・氏名 印

このたび、サバティカル研修(中間報告)について、大阪府立大学教員のサバティカル研修に関する規程第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 研修期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 研修の従事先	
3 研修の概要(成果等)	

大阪府立大学教員のサバティカル研修に関する規程第6条の規定により、上記の者のサバティカル研修(中間報告)について確認しました。

年 月 日

(部局長)職名

氏名 印

(様式3)

サバティカル研修(最終)報告書

年 月 日	
公立大学法人大阪 理事長 様	
所属 職名・氏名 印	
このたび、サバティカル研修を終了しましたので、大阪府立大学教員のサバティカル研修に関する規程第6条の規定により、下記のとおり報告します。	
記	
1 研修期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 研修の従事先	
3 研修の概要(成果等)	
大阪府立大学教員のサバティカル研修に関する規程第6条の規定により、上記の者のサバティカル研修について確認しました。	
年 月 日	
(部局長)職名 氏名 印	